恵庭市告示第 90 号

予防接種法（昭和２３年法律第６８号）第５条第１項の規定により定期の予防接種（B類疾病）を実施するので、予防接種法施行令（昭和２３年政令第１９７号）第５条の規定により、次のとおり公告する。

令和８年９月３０日

恵庭市長　　原　田　　裕

１．予防接種の種類

高齢者等インフルエンザ予防接種

２．対象者の範囲

恵庭市に住民票を有する者で次のいずれかの者

①６５歳以上の者

②６０歳以上６５歳未満の者であって、心臓、腎臓又は呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障がいを持つ障害者手帳１級を有する者。

３．予防接種を行う期日（期間）

令和８年１０月１日～令和９年１月３１日

※医療機関により、接種の開始時期が異なる場合があるので、事前に確認を要す。

４．予防接種を行う場所等

医療機関での個別接種とする。医療機関一覧は別表１のとおり

５．接種費用

１，０００円

ただし、生活保護受給者は無料

６．予防接種を受けることが適当でない者

①明らかな発熱を呈している者（37.5℃以上）

②重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者

③このワクチンの成分によりアナフィラキシーを呈したことがある者

④過去に免疫不全の診断を受けた者

⑤その他、医師に予防接種を行うことが不適当な状態と判断された者

７．その他注意事項

この予防接種は、接種を受ける法律上の義務はありません。したがって、接種を希望する者は、副反応についても理解した上で、自らの意思で接種を希望する場合に限り接種を受けるものとします。

別表１　個別接種を実施する医療機関（恵庭市内）

医療機関名	所在地
恵庭ふじたクリニック	黄金中央１－４－３
えにわ内科・消化器内科クリニック	柏陽町３－２９－１０
我汝会えにわ病院	黄金中央２－１－１
恵庭第一病院	福住町１－６－６
恵庭みどりのクリニック	緑町１－５－３
恵庭南病院	住吉町２－４－１４
尾形病院	島松仲町１－４－１１
緩和ケアクリニック・恵庭	白樺町３－２２－１
くどう内科循環器内科クリニック	白樺町１－１－２
小池内科外科クリニック	大町３－２－１３
こがね循環器内科医院	黄金中央１－１３－５
島松病院	西島松５７０
たかはしかえ内科・循環器クリニック	恵み野里美１－１－５
つつみ整形外科クリニック	有明町３－１－６
なかじま耳鼻科クリニック	相生町２－３－２２
ひまわり皮ふ科形成外科クリニック	栄恵町１２５
福原医院	島松東町３－１－１５
本田記念病院	下島松６１９－１
恵み野駅いとが整形外科	恵み野里美１－１－４
恵み野駅北クリニック	恵み野西６－２０－１
恵み野耳鼻咽喉科クリニック	恵み野西２－２－１６
恵み野内科循環器クリニック	恵み野北３－１－１
恵み野病院	恵み野西２－３－５
恵み野病院附属恵庭クリニック	黄金南４－１－１
ラ・デュースクリニック	恵み野西５－３－１
アートライフ恵庭	西島松５６７－１
恵望会診療所	柏木町４２９－６

※やむを得ない理由で市外接種を希望される場合は、事前に申請手続きが必要となります。